

## 「こうほう佐倉」への広告掲載事業に係る入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年11月28日

佐倉市長 西田 三十五

### 1 制限付き一般競争入札に付する事業

#### (1) 事業名称

令和6年度「こうほう佐倉」への広告掲載事業

#### (2) 事業場所

佐倉市海隣寺町97番地

#### (3) 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

#### (4) 事業の概要

「こうほう佐倉」の広告枠について、一括で買い取りを行う。佐倉市広告掲載要綱、佐倉市広告掲載基準及びこうほう佐倉広告掲載要領に基づき、広告枠の販売営業や広告内容の確認及びデータの提出、広告主からの申込受付及び情報管理などを行う。

※詳細は、別紙仕様書のとおり

#### (5) 予定価格【最低価格】（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

金 1,069,200 円（入札書比較価格 972,000 円）

#### (6) 入札の方法

ア 郵便入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1回とします。

#### (7) 契約の種類

総額による契約とします。

### 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

- (1) この事業の公告日現在において、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登録されている方のうち、次の要件のすべてを満たしている方

ア 資格者名簿の登録部門に関する条件  
「委託」部門

イ 資格者名簿の登録業種に関する条件

「広告・催事」

ウ 資格者名簿の登録地区に関する条件

「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

エ 事業経験に関する条件

ありません。

オ 事業所確認調査実施要領（平成 18 年 9 月 1 日制定）第 8 条第 2 項の規定に該当していない方

（2）上記（1）の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（3）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

（4）事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

### 3 入札参加申請に関する事項

（1）入札参加申請の期限

令和 5 年 12 月 19 日（火）午後 4 時まで

（2）入札参加申請の方法

ア この事業用の「一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）」に必要事項を記入し、ファクシミリにより佐倉市役所契約検査課へ提出してください。

ファクシミリの到着後、契約検査課担当者から申請書に記載された参加申請書記載責任者の方へ着信確認の電話をします。

ファクシミリ番号：043-486-1919

イ 入札参加資格確認申請書は、使用印（資格者名簿申請時に使用印鑑届兼委任状により届け出た印鑑をいいます。以下同じ。）を押印したものを送信してください。

ウ ファクシミリの送信後、翌日（送信の翌日が、土、日、祝日の場合は翌営業日、申請の期限日に送信した場合は当日中）までに契約検査課から着信確認の電話がない場合には、参加申請された方から契約検査課へ着信確認の電話をしてください。

電話番号：043-484-6111

### （３）資格確認結果の通知

ア 入札参加資格確認結果は、令和５年１２月２１日（木）午後４時までに電話で連絡します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、電話連絡後、後日文書により通知します。文書による通知が到着した日の翌日から起算して３日以内（３日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第１３号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

## ４ 事業内容説明等に関する事項

### （１）設計図書等を示す場所

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

申請書等の作成説明会及び事業説明会はありません。

### （２）設計図書等を示す期間

公告日の午前９時から開札日時まで

### （３）設計図書等の入手方法

佐倉市契約検査課ホームページの「制限付き一般競争入札公告・結果」の「令和５年度」をクリックし、「令和５年度制限付き一般競争入札：財産の売払い（令和６年度「こうほう佐倉」への広告掲載事業）」をクリックし、表示されたページから、該当案件の「申請書・仕様書等」に保存されている電子ファイルをダウンロードしてください。

## ５ 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業の事業説明書で指定する日時までに、この公告の事業の事業説明質問書をファクシミリ又は電子メールにより事業担当課に提出してください。

イ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名及び質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。

- ウ 回答は、質問者に対してファクシミリ又は電子メール（質問書と同様の方法）により行います。
- エ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

## 6 入札

### （１）郵送期限日

令和 6 年 1 月 10 日（水）必着

※入札書は、必ず資格確認結果の連絡を受けた後に郵送してください。連絡前の郵送は無効となる場合があります。

### （２）宛先

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地  
佐倉市役所 財政部契約検査課 契約班

### （３）郵送方法

ア 郵送は、配達記録が残る書留郵便等に限ります。

イ 封筒表面には、上記（２）の宛先を記載し、「入札書在中」と明記してください。

ウ 封筒裏面には、「事業名称」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記してください。

エ 封筒は、フラップ部分（のり付けする部分）の中央 1 箇所を使用印により封印してください。

オ 封筒の大きさは指定しませんが、なるべく長型 3 号サイズの封筒により郵送してください。

### （４）郵送物

ア 封筒には、「入札書」のみを入れてください。

イ 入札書をさらに中封筒に入れる必要はありません。

### （５）入札書

ア 入札書に記載する入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 の金額を入力してください。

イ 入札書は、必ずこの公告の事業専用の入札書書式を用いてください。入札書の書式は、上記 4（１）より、忘れずにダウンロードしてください。

ウ 入札書には、入札日、宛名、住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所及び入札金額を明記して、使用印を押印してください。なお、入札日は、実際に入札書を郵送する日を記載してください。

エ 年間代理人を届け出ている場合には、上記ウにおいて、住所又は所在地、代表者の職氏名及び使用印は、年間代理人のものとしします。

### （６）入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第 6 号）第 131 条第 2 項の規定によ

り、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとします。

## 7 開札

### (1) 開札の日時

令和 6 年 1 月 11 日（木）午前 9 時 30 分から

### (2) 開札の場所

佐倉市役所 1 号館 6 階第 1 会議室

### (3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人のもと公開して行います。

イ 入札執行者は、開札に先立ち、入札者の中から開札立会人を指名します。開札立会人は抽選により選定します。選定された開札立会人へは電話又は電子メールにより通知します。通知を受けた開札立会人は、これを辞退することができます。選定された開札立会人全員が辞退した場合には、入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

### (4) 無効となる入札

ア 無効となる入札書は、佐倉市入札約款第 16 条各号に定めるとおりとします。

イ 次の①から④のいずれかに該当する入札書は、開札しません。

①入札参加資格を有しない方から提出された入札書

②普通郵便など上記 6（3）アで指定した方法以外の郵便、又は持参若しくは宅配便などの方法により提出された入札書

③上記 6（2）において指定した宛先以外に郵送された入札書

④同一人から複数郵送された入札書

### (5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（入札書比較価格）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上いる場合には、開札後、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。その際くじを引かない方があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとします。

### (6) 落札価格及び契約価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格及び契約価格とします。

## 8 契約

### (1) 契約書の作成

この公告の事業の契約に当たっては、契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

佐倉市財務規則第 147 条の規定によります。

9 留意事項

(1) 提出された申請書等は、返却しません。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

(3) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市入札約款のとおりとします。

10 担当

(1) 事業担当課

企画政策部広報課

電話：043-484-6103

ファクシミリ：043-486-8720

電子メールアドレス：koho@city.sakura.lg.jp

(2) 入札執行担当課

財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>